

◇ 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

目次

○ 国民健康保険法施行令（昭和三十二年政令第三百六十二号）（第一条関係）	1
○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（第二条関係）	7
○ 健康保険法施行令（大正十五年政令第二百四十三号）（第三条関係）	34
○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（第四条関係）	35
○ 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十年政令第十七号）（第五条関係）	36
○ 健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）（第六条関係）	38

○ 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
 新旧対照条文

○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）抄
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>目次 第一章～第三章（略） 第三章の二 削除 第三章の三・第四章（略） 第五章 雑則（第三十九条） 附則 第六条 削除</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第三章の二 指定市町村の指定（第二十九条の六） 第三章の三・第四章（略） 第五章 雑則（第三十九条・第四十条） 附則 （法第十二条の規定する政令で定める場合） 第六条 法第十二条に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 法第四十三条第一項の規定により法第四十二条第一項に規定する一部負担金の割合を減じようとする場合 二 法第五十八条の規定により保険給付の種類及び内容を定め、又は変更しようとする場合 三 第八十一条の規定により保険料の料率を定め、又は変更しようとする場合</p>

(国民健康保険団体連合会への準用規定)

第二十六条 第七条から第十八条まで及び第二十三条から第二十五条までの規定は、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）について準用する。この場合において、これらの規定中「組合」とあるのは「連合会」と、「組合の地区及び組合員の範囲」とあるのは「連合会の区域」と、「組合会」とあるのは「総会又は代議員会」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第三章の二 削除

第二十九条の六 削除

(国民健康保険団体連合会への準用規定)

第二十六条 第七条から第十八条まで及び第二十三条から第二十五条までの規定は、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）について準用する。この場合において、これらの規定中「組合」とあるのは「連合会」と、「組合員」とあるのは「会員たる保険者を代表する者」と、「組合の地区及び組合員の範囲」とあるのは「連合会の区域」と、「組合会」とあるのは「総会又は代議員会」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第三章の二 指定市町村の指定

第二十九条の六 法第六十八条の二第一項の指定は、法第七十条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、指定に係る年度の同項に規定する当該各号イに掲げる額の見込額が当該年度の同項に規定する当該各号ロに掲げる額の見込額に百分の百十四を乗じて得た額を超える市町村について、指定に係る年度の前年度の一月三十一日までに行うものとする。

2 前項の指定に係る年度の同項に規定する当該各号イに掲げる額の見込額及び当該年度の同項に規定する当該各号ロに掲げる額の見込額は、当該年度の前々年度の法第七十条第三項に規定する当該各号イに掲げる額及び当該各号ロに掲げる額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。

3 法第六十八条の二第一項の指定を受けた市町村につき当該指定を受

(市町村の保険料の賦課に関する基準)

第二十九条の七 (略)

2 法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該基礎賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を予定保険料収納率で除して得た額であること。

イ (略)

ロ 当該年度における法第七十条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の四の規定による負担金、法第七十四条の規定による補助金、法第七十五条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、及び貸付金(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係る

けた日から当該指定に係る年度の三月三十一日までの間において廃置分合があつた場合における当該廃置分合により事務を承継した市町村については、当該年度につき同項の指定を行うものとする。

(市町村の保険料の賦課に関する基準)

第二十九条の七 (略)

2 法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該基礎賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を予定保険料収納率で除して得た額であること。

イ (略)

ロ 当該年度における法第七十条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の四第一項の規定による繰入金、法第七十二条の五の規定による負担金、法第七十四条の規定による補助金、法第七十五条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、及び貸付金(後期高齢者支援

ものを除く。)その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額

二〇十一 (略)

三〇五 (略)

(削除)

(事務の区分)

第三十九条 (略)

附則

(協議会を組織する委員の特例)

第一条の二 協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

(日雇関係国保組合のうち指定組合の特別積立金等の特例)

第一条の三 日雇関係国保組合のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合(次条において「指定組合」という。)に

金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額

二〇十一 (略)

三〇五 (略)

(法第一百七十七条の政令で定める市)

第三十九条 法第一百七十七条に規定する政令で指定する市は、札幌市、仙台市、新潟市、川崎市、横浜市、静岡市、浜松市、名古屋市、岐阜市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、姫路市、尼崎市、広島市、福岡市、北九州市、長崎市及び熊本市とする。

(事務の区分)

第四十条 (略)

附則

(協議会を組織する委員の特例)

第一条の二 協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第七条第三項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

(日雇関係国保組合のうち指定組合の特別積立金等の特例)

第一条の三 日雇関係国保組合のうち法附則第七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める組合(次条において「指定組合」という。)に

ついで、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合においては、第十九条第二項及び第二十条第五項中「及び健康保険法」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び健康保険法」と、「及び日雇拠出金」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び日雇拠出金」と、第二十九条の八中「第七十六条第一項」とあるのは「附則第九条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項」とする。

第三条 (略)

(削除)

(退職被保険者等所属市町村の保険料賦課基準の特例)
第四条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村(以下この条及び次条において「退職被保険者等所属市町村」という。)について、第二十九条の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

ついで、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合においては、第十九条第二項及び第二十条第五項中「及び健康保険法」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び健康保険法」と、「及び日雇拠出金」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び日雇拠出金」と、第二十九条の八中「第七十六条第一項」とあるのは「附則第九条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項」とする。

第二条の三 (略)

(退職被保険者等所属市町村の指定の特例)

第三条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村(次条及び附則第五条において「退職被保険者等所属市町村」という。)について、第二十九条の六の規定を適用する場合には、同条第一項中「第七十条第三項各号」とあるのは「附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項各号」と、「同項」とあるのは「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項」と、同条第二項中「第七十条第三項」とあるのは「附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項」とする。

(退職被保険者等所属市町村の保険料賦課基準の特例)

第四条 退職被保険者等所属市町村について、第二十九条の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)
(略)
(略)

2・3 (略)

(平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における市町村の保険料の基礎賦課額に関する基準の特例)

第十二条 平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における第二十九条の七第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金に相当する額及び同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同号ロ中「その他」とあるのは「法附則第二十六条第一項の規定による交付金その他」とする。

(略)
(略)
(略)

2・3 (略)

(平成二十年度及び平成二十一年度における市町村の保険料の基礎賦課額に関する基準の特例)

第十二条 平成二十年度及び平成二十一年度における第二十九条の七第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金に相当する額及び同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同号ロ中「その他」とあるのは「法附則第二十六条第一項の規定による交付金その他」とする。

○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号） 抄
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削除）</p>	<p>第二条の二 法第七十条第三項に規定する政令で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>一 風水害その他の災害が発生したこと。</p> <p>二 被保険者のうちに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第一条に規定する被爆者（以下この条において「被爆者」という。）である者又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第二十条六条において読み替えて準用する同法第十九条若しくは第二十条の規定により、同法第六条第十五項に規定する第二種感染症指定医療機関に入院する結核患者（以下この条において「結核患者」という。）が含まれていること。</p> <p>三 精神科病院があること。</p> <p>四 高額な医療に関する給付の発生があつたこと。</p> <p>五 厚生労働省令の定めるところにより算定した人口十万人当たりの病院の病床数が著しく多いこと。</p> <p>六 法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じていること又は被保険者の全部若しくは一部についてその一部負担金に相当する額の全部若しくは一部を都道府県若しくは市町村が負担することとしていること。</p>

七 その他前各号に類する事情であつて厚生労働大臣が認めるものがあること。

2 法第七十条第三項に規定する多額となつた部分の額として政令の定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる事情がある場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める額

イ 法第七十条第三項第一号に掲げる場合 同号イ(1)に掲げる合算額（以下この条において「給付費総額」という。）のうち当該事情に係る部分の額に、同号イに掲げる額を給付費総額で除して得た割合を乗じて得た額

ロ 法第七十条第三項第二号に掲げる場合 イに規定する当該事情に係る部分の額に、同号イに掲げる額を給付費総額で除して得た割合を乗じて得た額

二 前項第二号又は第三号に掲げる事情がある場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める額

イ 前号イに掲げる場合 給付費総額のうち被爆者若しくは結核患者である被爆者又は精神科病院に入院している被爆者（結核患者である被爆者にあつては前項第二号に掲げる第二種感染症指定医療機関に、精神科病院に入院している被爆者にあつては当該精神科病院に、それぞれ入院するため当該市町村に転入した者に限る。以下この号及び次号において「被爆者等」という。）に係る部分の額（同項第一号に掲げる事情に係る部分の額を除く。）から、給付費総額（同号に掲げる事情に係る部分の額、被爆者等に係る部分の額及び次号イに定める額を除く。）を当該市町村の被爆者（被爆者等を除く。）の数で除して得た額に当該市

町村の被爆者等の数を乗じて得た額を控除した額に、前号イに規定する割合を乗じて得た額

ロ 前号ロに掲げる場合 イの規定により控除して得た額に同号ロに規定する割合を乗じて得た額

三 前項第四号に掲げる事情がある場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める額

イ 第一号イに掲げる場合 当該市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額のうち、当該市町村の被保険者が同一の月にそれぞれの病院、診療所、薬局その他の者（附則第十六条において「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。）第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養（附則第十六条において「特定給付対象療養」という。）を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が八十万円を超えるもの当該超える部分の額の合算額（前項第一号に掲げる事情に係る部分の額及び被爆者等に係る部分の額を除く。）から当該合算額のうち通常発生すると認められる高額な医療に関する給付の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額に、第一号イに規定する割合を乗じて得た額

ロ 第一号ロに掲げる場合 イの規定により控除して得た額に同号ロに規定する割合を乗じて得た額

四 前項第五号に掲げる事情がある場合 次のイ及びロに掲げる場合

の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める額

イ 第一号イに掲げる場合 一から全国平均の人口十万人当たりの病院の病床数として厚生労働大臣が定める数に百分の百二十を乗じて得た数の当該市町村に係る前項第五号に規定する数に対する割合を控除した割合（以下この号において「超過病床割合」という。）を給付費総額（法第三十六条第一項第五号に掲げる療養（同号に掲げる療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。以下この号において同じ。）に係る部分の額及び同項第五号に掲げる療養に係る移送費の支給に要した費用の額に限る。）

以下この号において「入院等給付費総額」という。）に乘じて得た額（その額が入院等給付費総額から基準入院給付額に百分の百二十を乗じて得た額を控除した額を超えるときは、当該控除した額）に、超過病床割合に係る医療費の逓減率として厚生労働省令で定める率を乗じて得た額に、第一号イに規定する割合を乗じて得た額

ロ 第一号ロに掲げる場合 イの規定により厚生労働省令で定める率を乗じて得た額に同号ロに規定する割合を乗じて得た額

五 前項第六号に掲げる事情がある場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める額

イ 第一号イに掲げる場合 給付費総額にすべての市町村の前条第一項第一号に規定する合算額（同条第二項に規定する市町村にあっては、同項の規定により読み替えて適用した同号に規定する合算額）の合算額をすべての市町村の給付費総額の合算額で除して得た率を乗じて得た額から、同条第二項の規定により読み替えて適用して算定した当該市町村の同条第一項第一号に規定する合算額を控除した額に、第一号イに規定する割合を乗じて得

た額

ロ 第一号ロに掲げる場合 イの規定により控除して得た額に同号ロに規定する割合を乗じて得た額

六 前項第七号に掲げる事情がある場合 厚生労働大臣が別に算定する額

3 令第二十九条の四第五項及び第六項の規定は、前項第三号に規定する療養について準用する。

4 第二項第四号イの基準入院給付額は、法第七十条第五項第四号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額（入院療養（第三十六条第一項第五号に掲げる療養（当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る部分の額及び入院療養に係る移送費の支給に要した費用の額に限る。）」と、第九項中「療養に係る部分の額」とあるのは「入院療養（法第三十六条第一項第五号に掲げる療養（当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。以下この項において同じ。）に係る部分の額及び入院療養に係る移送費の支給に要した費用の額」として、同条第三項第一号ロ(1)の規定の例により算定した額とする。

5 第一項第一号から第四号までに掲げる事情がある場合における第二項第四号の規定の適用については、同号イ中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に、一から同号から前号までに定める額の合計額の法第七十条第三項第一号イに掲げる額に対する割合を控除した割合を乗じて得た額」と、同号ロ中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に、一から同号から前号までに定める額の合計額の法第七十条第三項第二号イに掲げる額に対する割合を控除した割合を乗じて得た額」とし、第一項第一号から第五号までに掲げる事情がある場合における第二項第五号の規定の適用については

、同号イ中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に、一から同号から前号までに定める額（前項第一号から第四号までに掲げる事情がある場合における前号に定める額については、第五項の規定により読み替えられた同号に定める額とする。ロにおいて同じ。）の合計額の法第七十条第三項第一号イに掲げる額に対する割合を控除した割合を乗じて得た額」と、同号ロ中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に、一から同号から前号までに定める額の合計額の法第七十条第三項第二号イに掲げる額に対する割合を控除した割合を乗じて得た額」とする。

6 法第七十条第三項に規定する政令で定める率は、百分の百十七とする。

7 法第七十条第三項に規定する国民健康保険事業の運営に与える影響の程度その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額は、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該市町村に係る指定年度（同項に規定する指定年度をいう。以下この条及び第六条において同じ。）の同項各号イに掲げる額の百分の三に相当する額とする。

8 法第七十条第三項第一号ロ(1)の年齢階層は、六歳（六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合に限る。）まで、六歳（六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である場合に限る。）から九歳まで及び十歳から七十四歳までの五歳ごととする。

9 法第七十条第三項第一号ロ(1)の当該年齢階層に係る平均一人当たり給付額は、すべての市町村の当該年齢階層に属する被保険者に係る給付費総額（当該指定年度の十一月において行われた療養に係る部分の額に限る。）の合算額を同月末日における当該被保険者の総数で除して得た額に十二を乗じて得た額を基礎として厚生労働大臣が定める額とする。

10 法第七十条第三項第一号ロ(1)の年齢階層に属する被保険者の数は、当該指定年度における当該市町村の被保険者の数の平均及び当該年度の十一月末日における当該市町村の被保険者の当該年齢階層別の分布状況を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した数とする。

11 法第七十条第三項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)の平均前期高齢被保険者一人当たり給付額は、すべての市町村の前期高齢被保険者(同条第五項第一号に規定する前期高齢被保険者をいう。以下この条及び附則第十六条において同じ。)に係る給付費総額(当該指定年度の十一月において行われた療養に係る部分の額に限る。)の合算額を同月末日における前期高齢被保険者の総数で除して得た額に十二を乗じて得た額を基礎として厚生労働大臣が定める額とする。

12 法第七十条第三項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)の被保険者の数は、当該指定年度における当該市町村の被保険者の数の平均を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した数とする。

13 法第七十条第三項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)の前期高齢被保険者加入割合は、当該指定年度における当該市町村の被保険者の数の平均に対する当該年度における当該市町村の前期高齢被保険者の数の平均の割合を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合とする。

14 法第七十条第三項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)の平均前期高齢被保険者加入割合は、当該指定年度におけるすべての市町村の被保険者の総数の平均に対する当該年度におけるすべての市町村の前期高齢被保険者の総数の平均の割合を基礎として厚生労働大臣が定める割合とする。

15 第八項から前項までに定めるもののほか、法第七十条第三項第一号

(特別会計への繰入れ等)

第四条の三 法第七十二条の三第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる合計額とし、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる合計額とする。

一 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。)第二十九条の七第五項に定める基準(令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第五項に定める基準とする。)に従い同条第二項から第十九条までの規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額(その額が現に当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の合計額を超えるときは、当該合計額)

二 (略)

2・3 (略)

(削除)

ロ及び第二号ロ(2)の額の算定については、厚生労働省令で定める。

(特別会計への繰入れ等)

第四条の三 法第七十二条の三第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる合計額とし、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる合計額とする。

一 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第二十九条の七第五項に定める基準(令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第五項に定める基準とする。)に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額(その額が現に当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の合計額を超えるときは、当該合計額)

二 (略)

2・3 (略)

第四条の四 前条第二項の規定は、法第七十二条の四第一項の規定による繰入れについて準用する。

2 前条第三項の規定は、法第七十二条の四第二項の規定による負担について準用する。

(特定健康診査等負担金等)

第四条の四 法第七十二条の四の規定により毎年度国及び都道府県が市町村に対してそれぞれ負担する額は、各市町村につき、当該年度における特定健康診査等負担対象額の三分の一に相当する額とする。

2 前項に規定する特定健康診査等負担対象額は、厚生労働大臣が特定健康診査等（法第七十二条の四に規定する特定健康診査等をいう。以下この項において同じ。）の種類、方法等を考慮して定める基準に基づき、特定健康診査等を受けた当該市町村の被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した特定健康診査等の実施に要する費用の額（高齢者医療確保法第二十一条の規定により保険者が行ったものとされた高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査の全部又は一部の実施に要する費用に相当する額を除く。）とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

(削除)

(特定健康診査等負担金等)

第四条の五 法第七十二条の五の規定により毎年度国及び都道府県が市町村に対してそれぞれ負担する額は、各市町村につき、当該年度における特定健康診査等負担対象額の三分の一に相当する額とする。

2 前項に規定する特定健康診査等負担対象額は、厚生労働大臣が特定健康診査等（法第七十二条の五に規定する特定健康診査等をいう。以下この項において同じ。）の種類、方法等を考慮して定める基準に基づき、特定健康診査等を受けた当該市町村の被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した特定健康診査等の実施に要する費用の額（高齢者医療確保法第二十一条の規定により保険者が行ったものとされた高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査の全部又は一部の実施に要する費用に相当する額を除く。）とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

(指定市町村に廃置分合があつた場合の国庫負担に関する規定の適用の特例)

第六条 法第六十八条の二第一項の指定を受けた市町村（以下「指定市町村」という。）につき当該指定を受けた日から指定年度の三月三十一日までの間において合併があつた場合における法第七十条及び第二十一条の規定の適用については、法第七十条第三項中「指定を受けた市町村」とあるのは「指定を受けた市町村に係る合併により成立した市町村又は合併後存続する市町村」と、同項第一号イ(1)中「被保険者」とあるのは「当該合併前に当該指定を受けた市町村の区域であつた地域（以下「指定地域」という。）の被保険者」と、同号イ(2)及びロ、同項第二号並びに同条第五項並びに第二条の二第二項第二号イ、第

三号イ及び第五号イ、第七項、第十項、第十二項並びに第十三項中「当該市町村」とあるのは「指定地域」とする。

2 指定市町村につき指定年度の四月二日から三月三十一日までの間において分割があつた場合（当該指定市町村が当該分割後存続する場合を除く。）における法第七十条及び第二条の二の規定の適用については、法第七十条第三項中「指定を受けた市町村」とあるのは「指定を受けた市町村に係る分割により成立した市町村」と、同項第一号イ(1)中「被保険者」とあるのは「当該市町村の区域である地域の被保険者」と、同号イ(2)及びロ、同項第二号並びに同条第五項並びに第二条の二第二項第二号イ、第三号イ及び第五号イ、第七項、第十項、第十二項並びに第十三項中「当該市町村」とあるのは「当該市町村の区域である地域」とする。

3 指定市町村につき指定年度の翌年度の四月一日から指定年度の翌々年度の四月一日までの間において合併があつた場合における法第七十条及び第二条の二の規定の適用については、法第七十条第三項中「指定を受けた市町村」とあるのは「指定を受けた市町村に係る合併により成立した市町村又は合併後存続する市町村」と、同項第一号イ(1)中「被保険者」とあるのは「当該指定を受けた市町村の被保険者」と、同号イ(2)及びロ、同項第二号並びに同条第五項並びに第二条の二第二項第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イ、第七項、第十項、第十二項並びに第十三項中「当該市町村」とあるのは「当該指定を受けた市町村」とする。

4 指定市町村につき指定年度の翌年度の四月一日から指定年度の翌々年度の四月一日までの間において分割があつた場合（当該指定市町村が当該分割後存続する場合を除く。）における法第七十条及び第二条の二の規定の適用については、法第七十条第三項中「指定を受けた市

町村」とあるのは「指定を受けた市町村に係る分割により成立した市町村」と、「当該算定した額。」とあるのは「当該算定した額」を当該分割時の被保険者の数に応じて按分して得た額（一）と、同項第一号イ(1)中「被保険者」とあるのは「当該指定を受けた市町村の被保険者」と、同号イ(2)及びロ、同項第二号並びに同条第五項並びに第二条の二第二項第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イ、第七項、第十項、第十二項並びに第十三項中「当該市町村」とあるのは「当該指定を受けた市町村」とする。

5 指定市町村につき指定年度の翌々年度の四月二日から三月三十一日までの間において合併があつた場合（当該指定市町村が当該合併後存続する場合を除く。）における法第七十条及び第二条の二の規定の適用については、法第七十条第三項中「もの」とあるのは「もの及び当該市町村に係る合併により成立した市町村」と、「当該算定した額。」とあるのは「当該算定した額」を当該合併の時期に応じて按分して得た額（一）と、同項第一号イ(1)中「被保険者」とあるのは「当該指定を受けた市町村の被保険者」と、同号イ(2)及びロ、同項第二号並びに同条第五項並びに第二条の二第二項第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イ、第七項、第十項、第十二項並びに第十三項中「当該市町村」とあるのは「当該指定を受けた市町村」とする。

6 指定市町村につき指定年度の翌々年度の四月二日から三月三十一日までの間において分割があつた場合（当該指定市町村が当該分割後存続する場合を除く。）における法第七十条及び第二条の二の規定の適用については、法第七十条第三項中「もの」とあるのは「もの及び当該市町村に係る分割により成立した市町村」と、「当該算定した額。」とあるのは「当該算定した額」を当該分割の時期及び当該分割時の被保険者の数に応じて按分して得た額（一）と、同項第一号イ(1)中「被

(事務の区分)

第六条 第三条第一項及び第二項（これらの規定を前条第十項及び附則第三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(退職被保険者等所属市町村の療養給付費等負担金等の特例)

第四条 退職被保険者等所属市町村について、第二条及び第四条から第四条の三までの規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	(略)	(略)
第四条第二項及び第四条の二第一項	(略)	(略)

「保険者」とあるのは「当該指定を受けた市町村の被保険者」と、同号イ(2)及びロ、同項第二号並びに同条第五項並びに第二条の二第二項第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イ、第七項、第十項、第十二項並びに第十三項中「当該市町村」とあるのは「当該指定を受けた市町村」とする。

(事務の区分)

第七条 第三条第一項及び第二項（これらの規定を第五条第十項及び附則第三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(退職被保険者等所属市町村の療養給付費等負担金等の特例)

第四条 退職被保険者等所属市町村について、第二条、第二条の二、第四条から第四条の三まで及び第六条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	(略)	(略)
第二条の二第一項	(略)	(略)
第二条の二第二項	(略)	(略)

第四條の三第 一項	(略)
第四條の三第 二項	(略)
第四條の三第 一項	(略)
第四條の三第 二項	(略)

二項	第二條の二第 四項	第二條の二第 五項	第二條の二第 六項	第二條の二第 七項	第二條の二第 八項	第二條の二第 九項及び第十 項	第二條の二第 十一項	第二條の二第 十二項から第 十二項
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第七條 法附則第十條第三項に規定する厚生労働大臣が定める組合の法附則第十二條第一項に規定する当該年度の標準報酬総額は、同項の組合ごとの標準報酬、給料若しくは標準給与の月額又は標準期末手当等、期末手当等若しくは標準賞与の額に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「組合員の報酬」という。）の当該年度の合計額の総額を、組合員の報酬の内容に応じ、前二條の規定による標準報酬総額の補正の方法を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより補正して得た額とする。

第十四項まで	第二條の二第十五項	第四條第二項及び第四條の二第一項	第四條の三第一項	第四條の三第二項	第六條
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第七條 法附則第七條第四項に規定する厚生労働大臣が定める組合の法附則第十二條第一項に規定する当該年度の標準報酬総額は、同項の組合ごとの標準報酬、給料若しくは標準給与の月額又は標準期末手当等、期末手当等若しくは標準賞与の額に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「組合員の報酬」という。）の当該年度の合計額の総額を、組合員の報酬の内容に応じ、前二條の規定による標準報酬総額の補正の方法を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより補正して得た額とする。

（被用者保険等保険者の合併等の場合における拠出金の額の算定の特例）

第八条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に
関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二条第一項（同項第
二号イ及び第三号イを除く。）から第四項までの規定は、法附則第十
六条において準用する高齢者医療確保法第四十一条の規定による合併
若しくは分割により成立した被用者保険等保険者（法附則第十条第一
項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。
）、合併若しくは分割後存続する被用者保険等保険者又は解散をした
被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者に係る
拠出金（法附則第十条第一項に規定する拠出金をいう。次条において
同じ。）の額の算定の特例について準用する。この場合において、次
の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条第一項</p>	<p>した保険者、</p>	<p>した被用者保険等保 険者（国民健康保険 法（昭和三十三年法 律第九十二号）附 則第十条第一項に規 定する被用者保険等 保険者をいう。以下 同じ。）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

（被用者保険等保険者の合併等の場合における拠出金の額の算定の特例）

第八条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に
関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二条第一項（同項第
二号イ及び第三号イを除く。）から第四項までの規定は、法附則第十
六条において準用する高齢者医療確保法第四十一条の規定による合併
若しくは分割により成立した被用者保険等保険者（法附則第七条第三
項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。
）、合併若しくは分割後存続する被用者保険等保険者又は解散をした
被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者に係る
拠出金（法附則第十条第一項に規定する拠出金をいう。次条において
同じ。）の額の算定の特例について準用する。この場合において、次
の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条第一項</p>	<p>した保険者、</p>	<p>した被用者保険等保 険者（国民健康保険 法（昭和三十三年法 律第九十二号）附 則第七条第三項に規 定する被用者保険等 保険者をいう。以下 同じ。）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(略)		前期高齢者交付金及び法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）	同項に規定する拠出金（以下「拠出金」という。）
(略)	(略)		
(略)	(略)		

(支払基金の退職者医療関係業務に関する高齢者医療確保法の規定の読替え)
 第十条 法附則第十九条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百十条	高齢者医療確保法の規定中 読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
保険者			
被用者保険等保険者 (国民健康保険法) (昭和三十三年法律第百九十二号。以下「			

(略)		前期高齢者交付金及び法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）	同法附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「拠出金」という。）
(略)	(略)		
(略)	(略)		

(支払基金の退職者医療関係業務に関する高齢者医療確保法の規定の読替え)
 第十条 法附則第十九条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百十条	高齢者医療確保法の規定中 読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
保険者			
被用者保険等保険者 (国民健康保険法) (昭和三十三年法律第百九十二号。以下「			

(略)	(略)	(略)	法」という。) 附則第十條第一項に規定する被用者保険等保 険者をいう。法附則 第十九條において準 用する第四百二十二 條において同じ。)
-----	-----	-----	--

(国民健康保険に関する特別会計への繰入れの特例)

第十五条 法附則第二十四條第一項に規定する政令の定めるところにより算定した額は、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる合算額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる合算額とする。

一 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課された一般被保険者(法附則第六條の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料(介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。)の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の一般被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロに掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された一般被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額のうち同年度において収納さ

(略)	(略)	(略)	法」という。) 附則第七條第三項に規定する被用者保険等保 険者をいう。法附則 第十九條において準 用する第四百二十二 條において同じ。)
-----	-----	-----	--

(国民健康保険に関する特別会計への繰入れの特例)

第十五条 法附則第二十四條第一項に規定する政令の定めるところにより算定した額は、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる合算額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる合算額とする。

一 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課された一般被保険者(法附則第六條の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料(介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。)の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の一般被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロに掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された一般被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額のうち同年度において収納さ

れた額を当該市町村における同年度の令第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。以下「介護納付金賦課被保険者」という。）の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した数を乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる

れた額を当該市町村における同年度の令第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。以下「介護納付金賦課被保険者」という。）の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した数を乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 前年度又は当該年度における令第二十九条の七第二項第二号の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額（世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割総額）の基礎賦課総額に対する割合（以下「保険料応益割合」という。）が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる

市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

二 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

二 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして課された一般被保険者に係る国民健康保険税（介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税を除く。）の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の一般被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロに掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして課された一般被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の地方税法第七百三条の四第二十四項に規定する介護納付金課税被保険者（一般被保険者に限る。以下「介護納付金課税被保険者」という。）の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した

市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

二 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

二 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして課された一般被保険者に係る国民健康保険税（介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税を除く。）の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の一般被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロに掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして課された一般被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の地方税法第七百三条の四第二十四項に規定する介護納付金課税被保険者（一般被保険者に限る。以下「介護納付金課税被保険者」という。）の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した

数を乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

数を乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 前年度又は当該年度における地方税法第七百三条の四第四項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割総額）の一般被保険者に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合（以下「国民健康保険税応益割合」という。）が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する一般被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 前年度又は当該年度における国民健康保険税応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

二 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

(保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金)

第十六条 法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金（以下「保険財政共同安定化事業交付金」という。）及び同項第二号に掲げる交付金（以下「高額医療費共同事業交付金」という。）は、毎年度国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が当該連合会の会員である市町村（以下「会員市町村」という。）に対して交付するものとする。

第十六条の二 保険財政共同安定化事業交付金の額は、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における当該会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の一般被保険

(1) 前年度又は当該年度における国民健康保険税応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

二 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 前年度又は当該年度における国民健康保険税応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

(保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金の額)

第十六条 法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金（以下「保険財政共同安定化事業交付金」という。）及び同項第二号に掲げる交付金（以下「高額医療費共同事業交付金」という。）は、毎年度国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が当該連合会の会員である市町村（以下「会員市町村」という。）に対して交付するものとし、その額は、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における当該会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、保険財政共同安定化事業交付金については第一号に掲げる額、高額医療費共同事業交付金については第二号に掲げる額とする。

者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（次条において「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養（次条において「特定給付対象療養」という。）を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が三十万円を超えるもの八万円を超え八十万円までの部分の額の合算額と当該年度の前期高齢者納付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、市町村の行う国民健康保険の被保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額との合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の百分の五十九に相当する額（以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額」という。）とする。

2 都道府県が法附則第二十六条第三項の規定により特別の額を定めた場合における前項の規定の適用については、同項中「特定給付対象療養（次条）」とあるのは「特定給付対象療養（以下この項及び次条）」と、「三十万円」とあるのは「法附則第二十六条第三項に規定する特別の額」と、「八万円を超え八十万円までの部分の額の合算額」とあるのは「八十万円までの部分の額の合算額に給付率（前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間におけるすべての会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入

一 当該会員市町村の一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が三十万円を超えるもの八万円を超え八十万円までの部分の額の合算額と当該年度の前期高齢者納付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額との合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の百分の五十九に相当する額（以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額」という。）

二 当該会員市町村の一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が八十万円を超えるものの当該超える部分の額の合算額と当該年度の前期高齢者納付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額との合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の百分の五十九に相当する額として算定した額（以下「高額医療費共同事業基準拠出対象額」という。）

院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間におけるすべての会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）並びに移送費の支給に要した費用の額の合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額」と、「当該合算額」とあるのは「当該得た額」とする。

3 法附則第二十六条第三項に規定する特別の額に係る同項に規定する法令で定める基準は、特別の額が三十万円未満の額であることとする。

第十六条の三 高額医療費共同事業交付金の額は、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における当該会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が八十万円を超えるものの当該超える部分の額の合算額と当該年度の前期高齢者納付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期

高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額との合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち当該合算額について当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の百分の五十九に相当する額（以下「高額医療費共同事業基準拠出対象額」という。）とする。

（保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金を徴収する方法）

第十七条 法附則第二十六条第二項に規定する政令で定める方法は、連合会が毎年度会員市町村から拠出金を徴収する方法（附則第二十条の二に定める基準に従い、都道府県が特別の方法を定めた場合には、その方法）とする。

2 前項の拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金とする。

（保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金）

第十八条 前条第二項の保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額は、当該会員市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金及び標準高額医療費共同事業拠出金の額を基準として、連合会が定める。

第十九条 前条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

（保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金）

第十七条 法附則第二十六条第二項の拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金とし、連合会は毎年度会員市町村から徴収するものとする。

（保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金）

第十八条 前条の保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額は、当該会員市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金及び標準高額医療費共同事業拠出金の額を基準として、連合会が定める。

第十九条 前条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

二 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

2 前条の標準高額医療費共同事業拠出金の額は、当該年度における会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額を会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金)

第二十条 附則第十七条第二項の保険財政共同安定化事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の保険財政共同安定化事業交付金を交付する事業（附則第二十二条において「保険財政共同安定化事業」という。）に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が

一 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

二 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

2 前条の標準高額医療費共同事業拠出金の額は、当該年度における会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額を会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金)

第二十条 附則第十七条の保険財政共同安定化事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の保険財政共同安定化事業交付金を交付する事業（附則第二十二条において「保険財政共同安定化事業」という。）に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が定める

定める。

2 附則第十七条第二項の高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の高額医療費共同事業交付金を交付する事業（附則第二十二條において「高額医療費共同事業」という。）に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が定める。

（保険財政共同安定化事業に係る拠出金を徴収する特別の方法に係る基準）

第二十条の二 法附則第二十六條第三項に規定する特別の方法に係る同項に規定する政令で定める基準は、附則第十七条及び第十八條（法附則第二十六條第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る部分に限る。）並びに前條第一項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 附則第十八條の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額を、附則第十九條第一項の規定にかかわらず、イ及びロに掲げる額の合算額とすること。

イ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に一から基準割合を控除した割合を乗じて得た額に、各会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した

2 附則第十七条の高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の高額医療費共同事業交付金を交付する事業（附則第二十二條において「高額医療費共同事業」という。）に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が定める。

額を会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者に係る保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

二 前号イに掲げる額については、都道府県が必要と認めるときは、イ及びロに掲げる額の合算額とすること。

イ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に被保険者拠出割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の数を前々年度の会員市町村の一般被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に一から被保険者拠出割合を控除した割合を乗じて得た額に、前々年度の各会員市町村の一般被保険者の所得の合計額として厚生労働省令で定めるところにより算定したところにより算定した額を前々年度の会員市町村の一般被保険者の所得の合計額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額で除して得た率を乗じて得た額

三 基準割合は、二分の一以上の割合とすること。

四 被保険者拠出割合は、一般被保険者の所得及び一般被保険者の数の会員市町村間における格差を勘案して定める割合とすること。

(国及び都道府県の負担)

第二十一条 法附則第二十六条第五項の規定により、国及び都道府県が市町村の拠出金に対してそれぞれ負担する額は当該年度における標準高額医療費共同事業拠出金の額の四分の一に相当する額とし、国及び都道府県は当該額を毎年度負担するものとする。

(国及び都道府県の負担)

第二十一条 法附則第二十六条第四項の規定により、国及び都道府県が市町村の拠出金に対してそれぞれ負担する額は当該年度における標準高額医療費共同事業拠出金の額の四分の一に相当する額とし、国及び都道府県は当該額を毎年度負担するものとする。

○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）抄
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 （法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第一百六十条第三項第三号の政令で定める額） 第九条 法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第一百六十条第三項第三号の政令で定める額は、平成二十二年度から平成二十四年度までの各事業年度ごとに法第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充てるべき額として、当該各事業年度の前事業年度末における同条第二項ただし書の規定による短期借入金の借換えの予定額その他の厚生労働省令で定める額を基礎として、協会が管掌する健康保険の財政状況、当該各事業年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの期間等を勘案して、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める額とする。</p>	<p>附則 （新設）</p>

○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号） 抄
 （第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （後期高齢者医療広域連合の特別会計への繰入れ等） 第十五条（略）</p> <p>（法附則第十四条の二に規定する交付金の額） 第十六条 法附則第十四条の二の規定により都道府県が後期高齢者医療広域連合に対し交付する交付金の額は、当該年度の前年度の末日における財政安定化基金の残高及び当該年度において都道府県が法第百十六条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額の合計額から、当該年度における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額から基金事業借入金償還金の見込額を控除して得た額を控除して得た額を限度とする。</p>	<p>附則 （後期高齢者医療広域連合の特別会計への繰入れ等） 第十五条（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十
年政令第十七号） 抄
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 第二条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第二条、第四条、第四条の二及び第五条並びに附則第三条、第四条、第十六条及び第二十三条の規定は、平成二十年四月一日以後に行われる療養の給付並びに同日以後に行われる療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要する費用並びに同日以後の療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成二十年度以後の年度に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金について適用し、同日前に行われた療養の給付並びに同日前に行われた療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要する費用並びに同日前の療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要した費用並びに平成十九年度以前の年度に係る同法の規定による納付金については、なお従前の例による。</p> <p>（削除）</p>	<p>附則 （国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 第二条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「新算定政令」という。）第二条、第四条、第四条の二及び第五条並びに附則第三条、第四条、第十六条及び第二十三条の規定は、平成二十年四月一日以後に行われる療養の給付並びに同日以後に行われる療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要する費用並びに同日以後の療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成二十年度以後の年度に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金について適用し、同日前に行われた療養の給付並びに同日前に行われた療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要する費用並びに同日前の療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要した費用並びに平成十九年度以前の年度に係る同法の規定による納付金については、なお従前の例による。</p> <p>2 新算定政令第二条の二及び第六条の規定は、平成二十二年度分の負</p>

担金から適用する。

○ 健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号） 抄
 （第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （定義） 第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 経過措置期間適用月 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該変更後の都道府県単位保険料率（平成三十年三月以前に用いられるものに限る。）を用いる最初の月をいう。</p> <p>七 平均保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額と、当該一の事業年度における同条第二号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあっては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。</p> <p>八 最高都道府県単位保険料率 一の事業年度において新健保令第四十五条の二（経過措置期間適用月が三月以外の場合）にあっては、<u>新健保令第四十五条の三</u>の規定に基づき算定した都道府県単位</p>	<p>附 則 （定義） 第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 経過措置期間適用月 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該変更後の都道府県単位保険料率（平成二十五年九月以前に用いられるものに限る。）を用いる最初の月をいう。</p> <p>七 平均保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額と、当該一の事業年度における同条第二号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあっては新健保令第四十五条の三とし、協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合）にあっては次条の規定により読み替えて適用する新健保令第四十五条の二とする。）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。</p> <p>八 最高都道府県単位保険料率 一の事業年度において新健保令第四十五条の二（経過措置期間適用月が三月以外の場合）にあっては、<u>新健保令第四十五条の三とし、協会の成立後最初の都道府県単位保</u></p>

保険料率のうち最も高い率をいう。

九 (略)

十 第一号平均保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号イに掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額と、当該一の事業年度における同条第二号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十一 第一号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号イに掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十二 最高第一号都道府県単位保険料率 一の事業年度において新健保令第四十五条の二（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により算定した第一号都道府県単位保険料率のうち最も高い率をいう。

十三 第二号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令

保険料率の決定の場合にあつては次条の規定により読み替えて適用する新健保令第四十五条の二とする。）の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち最も高い率をいう。

九 (略)

十 第一号平均保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号イに掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額と、当該一の事業年度における同条第二号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては新健保令第四十五条の三とし、協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合にあつては次条の規定により読み替えて適用する新健保令第四十五条の二とする。）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十一 第一号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号イに掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては新健保令第四十五条の三とし、協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合にあつては次条の規定により読み替えて適用する新健保令第四十五条の二とする。）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十二 最高第一号都道府県単位保険料率 一の事業年度において新健保令第四十五条の二（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては新健保令第四十五条の三とし、協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合にあつては次条の規定により読み替えて適用する新健保令第四十五条の二とする。）の規定の例により算定した第一号都道府県単位保険料率のうち最も高い率をいう。

十三 第二号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令

第四十五条の二第一号ロに掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十四 第三号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号ハに掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十五 収入等見込額相当率 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額を新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十六 （略）
(削除)

第四十五条の二第一号ロに掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては新健保令第四十五条の三とし、協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合にあつては次条の規定により読み替えて適用する新健保令第四十五条の二とする。）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十四 第三号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号ハに掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては新健保令第四十五条の三とし、協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合にあつては次条の規定により読み替えて適用する新健保令第四十五条の二とする。）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十五 収入等見込額相当率 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額を当該一の事業年度における予定保険料納付率で除して得た額を当該一の事業年度における新健保令第四十五条の二第二号に掲げる額で除して得た率をいう。

十六 （略）

十七 予定保険料納付率 新健保令第四十五条の二に規定する予定保険料納付率をいう。

（最初の都道府県単位保険料率の決定の場合における算定方法の特例

第三条 協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合における当該都道府県単位保険料率は、平成二十一年三月中に算定するものとし、当該算定については、新健保令第四十五条の二中「当該一の事業年度の三月」とあるのは、「平成二十一年度の九月以前の月のうち協会が定める月」と読み替えて同条の規定を適用し、新健保令第四十五条の三の規定は適用しない。

(最初の都道府県単位保険料率の決定の場合における調整)

第四条 協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合における当該都道府県単位保険料率の算定についての平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める基準は、平成二十一年度における平均保険料率に平成二十一年度経過措置基準率を加えた率と千分の八十二との率の差とする。

第五条 協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合における当該都道府県単位保険料率の算定についての平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の規定に基づく調整は、次の各号に掲げる都道府県単位保険料率の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 平成二十一年度における第一号都道府県単位保険料率が同年度における第一号平均保険料率以上である場合 厚生労働省令で定めるところにより、イからニまでに掲げる率を合算した率からホに掲げる率を控除した率を当該都道府県単位保険料率とすること。
- イ 平成二十一年度における第一号平均保険料率
- ロ 平成二十一年度における第一号都道府県単位保険料率から同年

度における第一号平均保険料率を控除した率に、平成二十一年度調整基礎率を同年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ハ 平成二十一年度における第二号都道府県単位保険料率

ニ 平成二十一年度における第三号都道府県単位保険料率

ホ 平成二十一年度における収入等見込額相当率

二 平成二十一年度における第一号都道府県単位保険料率が同年度における第一号平均保険料率未満である場合 厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる率からロに掲げる率を控除した率にハ及びニに掲げる率を合算した率を加えた率からホに掲げる率を控除した率を当該都道府県単位保険料率とすること。

イ 平成二十一年度における第一号平均保険料率

ロ 平成二十一年度における第一号平均保険料率から同年度における第一号都道府県単位保険料率を控除した率に、平成二十一年度調整基礎率を同年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ハ 平成二十一年度における第二号都道府県単位保険料率

ニ 平成二十一年度における第三号都道府県単位保険料率

ホ 平成二十一年度における収入等見込額相当率

(都道府県単位保険料率の変更の場合における調整)

第六条 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該都道府県単位保険料率の算定についての平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める基準は、経過措置期間適用月の属する事業年度（経過

(都道府県単位保険料率の変更の場合における調整)

第六条 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該都道府県単位保険料率の算定についての平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める基準は、経過措置期間適用月の属する事業年度（経過

措置期間適用月が三月の場合にあつては、当該三月の属する事業年度の翌事業年度。以下この項及び次条第一項において同じ。）における平均保険料率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度における次条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から平成三十年三月までの期間を勘案して、平成二十一年度経過措置基準率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率を加えた率と千分の八十二との率の差とする。

2 前項の平成二十二年以降経過措置基準率は、平成二十二年から平成二十九年までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同項の平成二十二年以降経過措置基準率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十二年に適用されるべき同項の平成二十二年以降経過措置基準率は、平成二十一年度経過措置基準率以上の率とする。

第七条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率を控除した率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度におけるこの条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から

措置期間適用月が三月の場合にあつては、当該三月の属する事業年度の翌事業年度。以下この項及び次条第一項において同じ。）における平均保険料率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度における次条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から平成二十五年九月までの期間を勘案して、平成二十一年度経過措置基準率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率を加えた率と千分の八十二との率の差とする。

2 前項の平成二十二年以降経過措置基準率は、平成二十二年から平成二十五年までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同項の平成二十二年以降経過措置基準率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十二年に適用されるべき同項の平成二十二年以降経過措置基準率は、平成二十一年度経過措置基準率以上の率とする。

第七条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率を控除した率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度におけるこの条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から

平成三十年三月までの期間を勘案して、平成二十一年度調整基礎率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を当該最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ハクホ (略)

二 (略)

2 前項第一号口の平成二十二年度以降調整基礎率は、平成二十二年度から平成二十九年までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同号口の平成二十二年度以降調整基礎率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十二年度に適用されるべき同号口の平成二十二年度以降調整基礎率は、平成二十一年度調整基礎率以上の率とする。

平成二十五年九月までの期間を勘案して、平成二十一年度調整基礎率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を当該最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ハクホ (略)

二 (略)

2 前項第一号口の平成二十二年度以降調整基礎率は、平成二十二年度から平成二十五年までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同号口の平成二十二年度以降調整基礎率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十二年度に適用されるべき同号口の平成二十二年度以降調整基礎率は、平成二十一年度調整基礎率以上の率とする。